

事 務 連 絡

平成 21 年 6 月 22 日

(各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局経由)

各都道府県下水道担当課長 殿

各政令指定都市下水道担当部長 殿

日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

独立行政法人都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室 課長補佐
下水道事業課 課長補佐

都市浸水被害の軽減に向けた対応の徹底について

下水道施設の浸水対策については、「出水期における都市浸水被害の軽減対策について」(平成 21 年 6 月 1 日付け国都下事第 60 号)、「下水道施設の浸水対策の強化について」(平成 19 年 11 月 16 日付け国都下企第 40 号、国都下事第 301 号)等により対策の実施をお願いしているところである。

このため、各下水道管理者においては、必要な措置に取り組まれているところであるが、平成 21 年 6 月 14 日(日)に埼玉県熊谷市で発生した集中豪雨により、ポンプ場が冠水して機能不全となり、汚水の一部が近隣宅地や河川に流出するなど深刻な事態が発生した。

については、別添 1～3 の通知等に留意の上、下水道施設の耐水性の確保等出水期における都市浸水被害の軽減に向け、遺漏なき対応を重ねて願います。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知徹底をお願いする。

別添 1 「出水期における都市浸水被害の軽減対策について」

(平成 21 年 6 月 1 日付け国都下事第 60 号)

別添 2 「下水道施設の浸水対策の強化について」

(平成 19 年 11 月 16 日付け国都下企第 40 号、国都下事第 301 号)

別添 3 「下水道施設の浸水対策における確認項目について」

(平成 19 年 11 月 16 日付け事務連絡)

国都下事第60号
平成21年6月1日

日本下水道事業団理事長 殿
独立行政法人 都市再生機構理事長 殿

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長

） 経由

都道府県知事 殿
政令指定市長 殿

国土交通省都市・地域整備局
下水道部長

出水期における都市浸水被害の軽減対策について

出水期における下水道施設の管理等については、都市浸水被害の軽減のため、関係部局等とも連携を図りつつ、下記事項に留意の上、遺漏のないよう、願います。

なお、各都道府県におかれては、この旨管下市町村（政令指定都市を除く）にも周知されたい。

記

1. 下水道施設の点検等について

(1) 雨水を排除するための下水道施設（雨水管きよ、雨水ます、マンホール、樋門、伏越し、雨水調整池、ポンプ場等）については、施設の損傷状況等に加え、次の諸事項に留意の上、点検及び整備を行い、雨水排除に支障が予想される場合には、速やかに土砂の除去その他適切な措置を講じられたい。また、道路側溝、水路等の下水道以外の雨水排除に係る施設についても、管理者と連携の上、適切に対応されたい。

ア. 雨水管きよ

- ・土砂等の堆積状況

イ. 雨水ます

- ・落葉、ごみ等の付着状況
- ・土砂等の堆積状況

ウ. マンホール

- ・蓋と枠の連結部（蝶番等）の劣化状況

エ. 樋門

- ・ゲートの開閉状況

オ. 伏越し

- ・土砂等の堆積状況

カ. 雨水調整池等

- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況
- ・機能に影響を与える土砂等の堆積状況
- ・安全柵等の損傷状況

キ. ポンプ場・処理場

- ・ポンプの作動状況
- ・スクリーン等におけるごみ等の付着状況

(2) 低地に設置されている処理場、ポンプ場については、想定浸水高さや既往最高内水位、堤防高を考慮の上、所定の耐水性が確保されているか点検するとともに、浸水のおそれがある場合には、機器等の設置高さの変更、迅速な復旧作業に必要な資機材の確保等の措置を講じられたい。

(3) 短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にもポンプやゲート等を確実に操作できるよう、操作手順の再確認、訓練・研修の実施等の措置を講じられたい。

2. 豪雨時における体制確保等について

(1) 迅速に初動体制を整えるため、事前に緊急時における職員の配置体制（特に、夜間・休日の配置体制）を確認するとともに、複数の気象情報提供機関からの降雨予測データを活用するなど、気象情報の収集に努められたい。

(2) 豪雨時には、浸水被害が予想される地区の巡視等により、状況の早期把握に努められたい。

(3) 豪雨後には、速やかに下水道管理施設の被災状況や浸水被害の状況等を十分に把握されたい。

3. 水防体制の強化について

(1) 豪雨時に、人員及び水防資機材の動員、情報の収集、緊急連絡、適切な水防工法の実施等が迅速かつ効果的に行えるよう、関係部局及び関係機関等と十分情報交換をするようお願いしたい。

(2) 水防資機材の点検整備または手配方法の確認を十分行い、緊急事態に備えるとともに、危険度の高い地域においては、仮設ポンプの準備等の措置を講ぜられたい。

4. 防災意識の啓発について

内水ハザードマップの作成促進や、雨量、管きょ内水位、ポンプ運転状況等の情報の把握・提供に係るシステム等の整備促進に努めるとともに、これらの情報の住民への提供や防災訓練等での活用などを通じて、住民の防災意識の啓発に努められたい。

5. 地下空間の浸水対策について

地下鉄、地下街、ビルの地下施設等の地下空間の浸水は電気施設の停電や、冠水による人的被害の発生等、大きな被害を生じるおそれがあることから、地下空間管理者等と連携して以下の対策の支援に努めるようお願いしたい。

- (1) 避難確保計画の作成及び公表
- (2) 地下空間の浸水に対する危険性の事前周知、啓発
- (3) 豪雨時における地下空間管理者への管きょ内水位の情報等の的確かつ迅速な伝達
- (4) 避難体制の整備
- (5) 地下施設への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

6. 出水期間中の工事等について

- (1) 雨水が流入する下水道管きょ内における工事、調査及び維持管理作業等（以下、「管きょ内工事等」）については、出水期間中は極力避けるものとし、出水期間中にやむを得ず管きょ内工事等をする場合には、事故防止対策を十分講ずるとともに、管きょ内水位の急激な上昇のおそれがあるような場合には速やかに管きょ内工事等を中止する等の措置を講じられたい。なお、管きょ内工事等の実施にあたっては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策手引き（案）」を参考にされたい。
- (2) 工事等の実施にあたっては、工事仮設物が河川等の洪水流下機能を阻害するなどにより、浸水被害を助長することがないよう留意されたい。

国都下企第 40号
国都下事第301号
平成19年11月16日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿
日本下水道事業団事業統括部長 殿
独立行政法人都市再生機構下水道担当部長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部

下水道企画課長

下水道事業課長

下水道施設の浸水対策の強化について

標記については、「浸水に対する下水道施設の耐水化等の推進について」（平成17年9月26日付け国都下事第192号）等により対策の実施をお願いしているところである。

このため、各下水道管理者においては、必要な措置を取り組まれているが、平成19年8月20日に石川県金沢市で発生した集中豪雨により、終末処理場・雨水ポンプ場の一部の施設が冠水して機能不全となるなど、深刻な事態が発生した。

近年、全国的に計画規模を大きく超える集中豪雨が頻発し、下水道施設においてもこれまでの想定を超える雨水流入時に備える必要性が高まっていることから、上記被災原因の調査・分析等も踏まえ、下記事項に留意し、浸水に対する下水道施設の安全性確保に万全の措置を講じられたく願います。

記

1. 施設の運転管理の確立

短時間での大量の雨水流入による急激な水位上昇時にも確実なポンプ起動あるいは流入ゲート操作を確保するため、必要に応じて、緊急時等における職員の配置体制及び操作方法の確立、ポンプ運転の自動化等を図ること。

2. ポンプ場の浸水対策の強化

ポンプ室、電気室、監視制御室等の設備室においては、配線ダクトの止水等も含め、沈砂池からの溢水等により雨水等が侵入しうる経路の遮断を徹底すること。

3. 管廊の浸水対策の強化

沈砂池からの溢水等により管廊へ雨水等が侵入しうる経路の対策を徹底すること。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底をお願いする。

事務連絡

平成19年11月16日

各都道府県下水道担当課長 殿
各政令指定都市下水道担当部長 殿
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿
独立行政法人都市再生機構下水道担当課長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室 課長補佐
下水道事業課 課長補佐

下水道施設の浸水対策における確認項目について

下水道施設の浸水対策については、「下水道施設の浸水対策の強化について」（平成19年11月16日付け国都下企第40号、国都下事第301号）により、通知したところであるが、金沢市における調査委員会報告書も踏まえ（金沢市ホームページ参照 <http://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/topics/houkokusho.html>）、計画規模を超える雨天時における雨水ポンプ場等の浸水対策として主な確認項目を下記の通りとりまとめたので、本項目も参考に、安全性確保に万全の措置を講じられたく願います。

記

1. 雨水等の流入ルートについて、全ての経路、流入量等を把握すること
（流入ゲートを通過しない流入管がやむを得ずある場合の緊急処置を含む）
2. ポンプ室等の排水機能を確保するための施設には、冠水レベル以下に開口部がないことを確認すること。ただし、やむを得ず壁の貫通部分も含めて配線ダクト等の開口部がある場合は、止水、水密等を十分考慮した構造とし、強度を含めて耐水性を確認すること
3. 沈砂池及びポンプ井への排水管において、逆流を防止する構造となっているか確認すること
4. ポンプ運転に必要な水位計等は、冠水してもポンプ運転に支障をきたさないことを確認すること
5. 維持管理・操作マニュアルが更新・充実され、関係者へ周知されているか確認すること
（流入ゲートの明確な操作基準、日常点検の別担当による点検を含む）
6. 異常降雨、機器の異常等を想定した職員等の召集・現場作業訓練が行われていることを確認すること
7. 異常事態発生時における主要機器の製作メーカー、工事業者、燃料供給業者の連絡体制が常時、最新情報となっているか確認すること

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、この旨周知徹底をお願いする。